（別表４）貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要
〔債務者が中小企業者である場合〕

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた営業所又は事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名又は商号若しくは名称	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要

第６　法第５条に基づく措置の実施状況（別表５から別表８まで）
（別表５）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年３月末	平成22年６月末	平成22年９月末	平成22年12月末	平成23年３月末	平成23年６月末	平成23年９月末	平成23年12月末	平成24年３月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額										
うち、実行に係る貸付債権の額										
うち、謝絶に係る貸付債権の額										
うち、審査中の貸付債権の額										
うち、取下げに係る貸付債権の額										

（別表６）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年３月末	平成22年６月末	平成22年９月末	平成22年12月末	平成23年３月末	平成23年６月末	平成23年９月末	平成23年12月末	平成24年３月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数										
うち、実行に係る貸付債権の数										
うち、謝絶に係る貸付債権の数										
うち、審査中の貸付債権の数										
うち、取下げに係る貸付債権の数										

（別表７）債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた営業所又は事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要

（別表８）貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた営業所又は事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要

別紙様式第二号第５及び第６記載上の注意３中「別表１、別表３及び別表７」を「別表１及び別表５」に改め、同記載上の注意中７を削り、８を７とし、９から12までを８から11までとし、13及び14を削り、15を12とし、同記載上の注意16中「平成23年９月末」を「平成24年９月末」に改め、同記載上の注意中16を13とする。

附　則

１　この府令は、公布の日から施行する。

２　この府令による改正後の中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第一号及び第二号は、平成二十三年四月一日以後の各期間に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の規定による説明書類の作成（同条第二項の規定による電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。以下同じ。）及び法第八条第一項の規定による報告について適用し、同日前の各期間に係る法第七条第一項の規定による説明書類の作成及び法第八条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。